

第2回協議会 H15.2.14

平成15年2月14日(金)鹿児島市内のホテルにおいて、第2回鹿児島地区合併協議会が開催されました。会長から、会長の職務代理についての報告1件のほか、基本4項目(うち3項目は第1回協議会で決定済)の残り1項目合併の期日と合併後のまちづくりの基本方針となる市町村建設計画の原案策定方針の2件について提案がなされ、委員から質問や要望が出されました。

また、提案される議案は原則として各委員が持ち帰って検討し、次回以降の協議会で決定されることになりました。

このほか、第3回協議会を3月27日(木)午後3時30分から、かごしま市民福祉プラザ5階大会議室で開催することが確認されました。

合併の期日(16年11月1日)と市町村建設計画の原案策定方針を提案

継続協議となりました!

報告されたこと

◆会長の職務代理について

松元町 四元泰盛町長を指名しました。

職務代理…会長に事故あるとき、または会長が欠けたとき、会長があらかじめ指名する副会長が職務を代理するものです。

提案されたこと

◆合併の期日について

平成16年11月1日を目標とする。

この提案がなされました。合併の期日を決定するにあたっての留意点は、左記のとおりです。

～合併期日決定の留意点～

- 合併特例法の有効期限(17年3月31日)**
(法に基づく国・県の財政支援措置が受けられます。)
- 合併の手續に要する期間**
(合併協定書の調印から総務大臣の告示までに要する期間が、おおむね6か月程度必要とされています。)
- 合併後の市の予算編成に要する期間**
(合併後の市の一体性を図る上から、市町村建設計画に基づく事業を早期に実施するため、17年度当初予算を本格予算として編成することが適当です。)
- 合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるための、合併準備作業の期間**
(特に、電算システムの統合には、約8か月程度を要すると想定されています。)
- 首長の任期**

◆市町村建設計画の原案策定方針について

【計画策定の趣旨】
1市5町の合併後の『まちづくりの基本方針』を定め、総合的な『まちづくり計画』を策定することにより、1市5町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の発展を図る具体的なまちづくりの方向性を示します。

【計画策定の指針】

- 合併後のまちづくりに関する事業は、必要性・緊急性・優先性・有効性・地域性など十分に検討し選定します。
- 依存財源(地方交付税・国庫補助金・地方債など)を過大に見積もらず、健全財政を堅持する観点に立つ堅実な財政計画に基づくものとします。
- ハード面(ハコモノ)の整備

【まちづくり計画】について…

- 対象事業の範囲**
合併後のまちづくりの基本となるもので、鹿児島県が事業主体となるものを含みます。
- 対象事業の選定基準等**
 - 1市5町の総合計画又は総合振興計画に定められていること及び高い事業効果が見込まれる事業とします。
 - 合併に伴う効果が最大限に発揮される、新たな視点に立ったまちづくりの推進に大きく寄与する事業とします。
 - 『第四次鹿児島広域市町村圏計画』に位置付けられた事業等、地域の一体的発展につながる重要な事業とします。
 - 鹿児島県の『21世紀新かごしま総合計画』と整合性が図られる事業とします。
 - 公共施設等の整備は、既存施設の有効活用に配慮するとともに、新設の場合は複合的な施設として整備することを基本とします。
 - 合併特例債の活用は、将来の健全財政に対して十分配慮するとともに、長期的視点に立つて十分検討します。

【財政計画】について…

- 策定の趣旨**
財政計画は、『まちづくり計画』に定められた事業を総合的かつ計画的に推進できるよう、長期的な見通しに立つて行財政の健全な運営を図ります。

【計画内容】

- 計画の対象地域
1市5町の地域とします。
- 計画の構成
まちづくり計画及び財政計画を中心に構成します。
- 計画の期間
合併施行の日からおおむね10年とします。
- 総合計画及び総合振興計画との整合
1市5町の総合計画及び総合振興計画の基本構想、基本計画等に基づき『まちづくりの基本方針』を作成し、具体的な施策は1市5町の基本計画・実施計画等を基に、合併により必要となる施策や一体的に継続して実施する施策を選定します。

こんな意見がありました

Q 合併の期日について、平成16年11月1日を『目標とする』とした理由は、何ですか。
A 想定し得ない不測の事態が生じた場合に備えるためです。(事務局)

Q 他地区における近年の合併事例の中では、これまで1市5町という大きな合併はないことを考えると、合併期日までに事務的に間に合うのですか。
A 協議会設立以前の平成13年5月に研究会を設置し、合併の課題や事務事業の調整について勉強してきました。また、昨年9月には準備協議会を設置し、合併の基本4項目も確認され、準備段階でかなり進行していることを受けているので、平成16年11月の目標は達成できると考えています。(事務局)

Q 合併期日と首長との関係について。
A 首長(現鹿児島市長)の任期は平成16年12月22日までで、23日から新たな市長の任期となります。もし、市長選挙後に合併すれば5町の皆さんは4年間自分たちの選ばない市長のもとで市政を享受しなければならぬので、合併後の市の市長は1市5町の住民の方々が選ぶ方が、より民主的で当然のことと考えます。

平成16年11月の合併であれば、新しい市長を合併後の市の選挙権を有するすべての皆さんにより選ぶことができると思います。(赤崎会長)

編集後記 九州南部地方抜け、春の息吹が感じられる今日この頃。
合併協議会をめぐって、加速し、『新しいまちづくり』に向けた取り組みが全国各地で広がっています。ここに創刊号を発行する運びとなりました。協議会の内容や合併に関するホットな情報などを盛り込み、『手にとって読んでいただける』紙面づくりに努めてまいります。どうぞよろしくお願いたします。

鹿児島地区合併協議会のホームページを開設しました!

ホームページアドレス
<http://www.kagoshima-gappei.jp/>
皆様のご意見・ご質問をお待ちしております。
メールアドレス
gappei07@city.kagoshima.kagoshima.jp
TEL099-216-1119 FAX099-219-6616

協議会を傍聴しませんか?
第3回協議会は
3月27日(木)午後3時30分～
かごしま市民福祉プラザ
5階大会議室
で開催いたします。